

鳥取縣公報

昭和二十二年一月二十二日

水曜日

縣令

鳥取縣令第八號

自作農創設特別措置法施行細則を次のやうに定める

昭和二十二年一月二十二日

鳥取縣知事 林

敬 三

自作農創設特別措置法施行細則

第一條 市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定をするため同法施行令第二條

の申請をしようとするときは様式第一號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第二條 農地の所有者で自作農創設特別措置法施行令第一條又は同令第七條に規定する特別の事由に因りその所有する農地のある市町村の區域内に一時住所を有しなくなつた場

合は疾病、就學又は昭和二十年八月十五日以前の召集によるときは様式第二號の届出書を市町村農地委員會に提出して確「實」認を受けなければならない。

選挙による公務、就任等によるときは様式第三號の承認申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第三條 市町村農地委員會は前條第二項の申請書を相當と認め縣農地委員會の承認を受けようとするときは理由を具し同條同項の申請書を添え様式第四號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第四條 自作農創設特別措置法第三條第一項第三號の規定による面積（同條第三項の規定により同條第一項第三號の面積に代るべき面積の定められた區域にあつては當該區域別の面積）を超える面積の農地につき耕作の業務を營む個人は知事の指定する日迄に様式第五號の届出書を市町村農地

0500

00353

委員會に提出しなければならない

第五條 耕作の業務を営む法人その他の團體は知事の指定する期日迄に様式第六號の届出書を市町村農地委員會に提出しなければならない

第六條 試験研究又は農事指導の目的に供してゐる農地につき自作農創設特別措置法第五條第三號の指定を受けようとする者は様式第七號の申請書を知事に提出しなければならない

第七條 自作農創設特別措置法第五條第五號の規定により指定を受けようとする者は様式第八號の申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない

市町村農地委員會が前項の申請を相當として指定しようとする場合には同法同條同號の規定により理由を具し前項の申請書を添へ様式第九號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない

第八條 自作農で自作農創設特別措置法第五條第六號及び同法施行令第七條に規定する事由に因り一時自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合は疾病、就學及び昭和二十二年八月十五日以前の召集によるときは様式第十號の届出書

を市町村農地委員會に提出し確認を受けなければならない
選舉による公務、就任等によるときは様式第十一號の承認申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない

第九條 自作農創設特別措置法第五條第七號同法施行令第八條に規定する新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地、地割慣行のある農地、鑛山又は炭坑附近の農地で隘没の虞あるもの其の外農林大臣の指定する農地の所有者は知事の指定する期日迄に様式第十二號の申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない

第十條 自作農創設特別措置法第七條第一項の規定により農地買収計畫について異議を申し立てようとする者は市町村農地委員會にたいして様式第十三號の異議申立書を提出しなければならない

第十一條 自作農創設特別措置法第十條但書の規定により土地買収に登錄した地積によらないで別段の面積を定めたと

第十二條 政府の所有に屬する農地(自作農創設特別措置法第三條の規定により買収した農地及び同法第二十三條の規定による交換により取得した農地を除く)で賃借權使用貸

00354

借による権利、永小作權又は地上權に基いて耕作の業務を營んでゐる者が當該農地を賃い受けようとする場合は自作農創設特別措置法施行規則第八條の規定に準ずる買受申込書を市町村農地委員會に提出しなければならない

第十三條 自作農創設特別措置法施行令第十三條の規定により市町村農地委員會が縣農地委員會の承認を受けようとするときは様式第十四號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない

第十四條 自作農創設特別措置法第二十二條第四項の規定により市町村農地委員會が決定しようとするときは知事に様式第十五號の認可申請書を提出しなければならない

第十五條 自作農創設特別措置法第二十三條第四項の規定により市町村農地委員會が裁定の申請をしようとするときは様式第十六號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない

第十六條 自作農創設特別措置法第二十五條第六項の規定に

より指示を受けた者が市町村農地委員會の裁定を申請しようとするときは様式第十七號の申請書を當該市町村農地委員會に提出しなければならない

第十七條 自作農創設特別措置法施行規則第十條の規定により届出があつたときは市町村農地委員會は遲滞なく意見書を具し知事に提出しなければならない

第十八條 市町村農地委員會は自作農創設特別措置法施行規則第十一條の規定により知事に報告しようとするときは様式第十八號の報告書をもつてこれをしなければならない

第十九條 自作農創設特別措置法施行令第四十三條の規定による請求をしようとする者は様式第十九號の請求書を市町村農地委員會に提出しなければならない

附則
本令は公布の日から之を施行する
昭和十三年九月鳥取縣令第四十四號知事ノ特ニ定ムル自作農創設維持事業ニ關スル件は之を廢止する
様式第一號
自作農創設特別措置法施行令第二條の規定による承認申請書

左記の地域を當該市町村の區域に準ずる區域として指定したので何々市町村農地委員会の同意書を添え承認方申請する

記

- 一、指定しようとする隣接市町村の地域
- 二、指定しようとする理由
- 三、その他参考となる事項

昭和 年 月 日 何々市町村農地委員会

鳥取縣農地委員会 御中

様式第二號

自作農創設特別措置法施行令第一條第一號乃至第三號又は同令第七條第一號第二號に掲げる特別の事由の届出書

自作農創設特別措置法施行令第一條第一號乃至同令第七條第一號第二號に掲げる特別の事由があるので證明書を添えてお届する

記

- 一、一時不在者の住所及び氏名
- 二、一時不在者の所有する農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目と現況による地目とが異なるときは土地臺帳

の地目及び現況による地目)及び面積

- 三、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 四、一時同居しなくなつたことの事由
- 五、その世帯の有してゐる自作地又は當該市町村の區域(自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定のあつた隣接市町村の地域を含める)の小作地の面積
- 六、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

世帯主の住所氏名

市町村農地委員会 御中

様式第三號

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號又は同令第七條第三號に掲げる特別の事由

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號又は同令第七條第三號に掲げる特別の事由があるので證明書を添えて承認方申請する

記

- 一、一時不在者の住所及び氏名
- 二、一時不在者の所有する農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目と現況による地目とが異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目)及び面積
- 三、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 四、一時同居しなくなつたことの特別の事由
- 五、その世帯の有してゐる自作地又は當該市町村の區域(自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定のあつた隣接市町村の地域を含める)の小作地の面積
- 六、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

世帯主の住所氏名

市町村農地委員会 御中

様式第四號

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號

又は同令第七條第三號に掲げる特別の事由の承認申請書

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號又は同令第七條第

三號に掲げる特別の事由として左記の者の申請を相當と認めるので申請書及理由書を添えて承認方申請する

記

- 一、一時不在者の住所氏名

昭和 年 月 日

何々農地委員会

鳥取縣農地委員会 御中

様式第五號

自作農創設特別措置法施行細則第四條の届

出書

自作農創設特別措置法施行細則第四條により左記の事項をお届ける

記

- 一、耕作面積(田畑別、自作小作別)
- 二、世帯の員數並びに耕作に従事する家族の員數及び年齢(男女別)
- 三、年雇の男女別員數及び年齢
- 四、最近三ヶ年の主要作物の作付反別及び收穫量
- 五、その他参考となる事項

昭和二十二年一月二十二日

- 二、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 三、當該農地につき一時自作をやめた事由
- 四、當該農地につき再び自作をしようとする時期
- 五、當該世帯で有してゐる自作地又は小作地の面積
- 六、其の他参考となる事由

昭和 年 月 日

住所氏名

市町村農地委員会 御中

様式第十一號

自作農創設特別措置法施行令第七條第三號
に掲げる事由の承認申請書

自作農創設特別措置法施行令第七條第三號に掲げる事由がある
ので承認申請する

記

- 一、一時小作させてゐる農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目が現況と異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目)及び面積
- 二、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 三、當該農地につき一時自作をやめた事由

- 四、當該農地につき再び自作をしようとする時期
- 五、當該世帯で有してゐる自作地又は小作地の面積
- 六、其の他参考となる事由

昭和 年 月 日

住所氏名

市町村農地委員会 御中

様式第十二號

自作農創設特別措置法第五條第七號及び同
法施行令第八條の規定による承認申請書

記

- 一、農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目が現況と異なるときは土地臺帳による地目及び現況による地目)及び面積
- 二、收穫の著しく不定なる農地については其の事由及最近二、三年の收穫量
- 三、地割慣行のある農地については其の内容
- 四、鑛山炭坑附近の農地で陥没の虞あるものについては其の

の内容

- 五、其の他参考となるべき事項

昭和 年 月 日

所有者住所氏名

市町村農地委員会 御中

様式第十三號

自作農創設特別措置法第七條第一項の異議
申立書

昭和 年 月 日の公告による農地買収計畫に關し左記事項
について異議があるので自作農創設特別措置法第七條第一項
の規定により異議を申立てる

記

- 一、申立事項
- 二、申立の理由
- 三、其の他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所氏名

市町村農地委員会 御中

様式第十四號

自作農創設特別措置法施行令第十二條の規
定による承認申請書

自作農創設特別措置法施行令第十二條第一項の規定により左
記の農地を自作農創設の目的に供することを相當と決定した
ので右承認を請う

記

- 一、農地の所在、地番、地目及び面積
- 二、管理權を有する官廳名及び國有財産の別(公共用、公用營林雜種)
- 三、自作農創設の目的に供することを相當とする事由
- 四、農地の毛上その他利用状況
- 五、當該農地につき小作農がる場合は氏名、住所及び小作條件
- 六、その他参考となる事由

昭和 年 月 日

何々農地委員会

島根縣農地委員会 御中

様式第十五號

自作農創設特別措置法第二十二條第四項の規

00361

定による補償金額認可申請書自作農創設特別措置法第二十二條第四項の規定により補償金額を左記のように決定したいので認可方申請する。

記

- 一、自作農創設特別措置法第十六條の賣渡のあつた農地の所在、地番、地目及面積
- 二、賣渡の相手方以外のものが當該農地につき有してゐた第十二條第二項の規定により認定された権利の種類及び内容並に権利者の氏名及び住所
- 三、右権利につき價格あるときはその額
- 四、右権利にもとづく最近三ヶ年の年度別收益
- 五、消滅時において當該権利にもとづいて當該農地の上に存する毛上
- 六、當該権利の上にある擔保権の種類、内容及び擔保権者の住所氏名
- 七、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

鳥取縣知事氏名殿

何々農地委員會 ㊦

様式第十六號

自作農創設特別措置法第二十三條第四項の規定による裁定申請書

記

- 自作農創設特別措置法第二十三條第四項の規定により左記農地の交換に關し裁定を申請する
- 一、交換しようとする農地の所在、地番、地目、面積及び前所有者の住所及び氏名
- 二、當該農地に存する権利の種類及び内容並に権利者の住所及び氏名
- 三、裁定を申請する事由
- 四、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

鳥取縣農地委員會 御中

市町村農地委員會 ㊦

様式第十七號

自作農創設特別措置法第二十五條第六項の規定による裁定申請書

自作農創設特別措置法第二十五條第六項の規定により左記農

00362

地賃借權(永小作權)の交換に關し裁定方申請する

記

- 一、交換しようとする當事者の農地の賃借權又は永小作權の内容並に相手方の住所及び氏名
- 二、交換しようとする権利のある農地の所在地番地目、面積並びに其の所有者の住所及び氏名
- 三、裁定を申請する事由
- 四、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

申請者の住所氏名 ㊦

市町村農地委員會 御中
様式第十八號

自作農創設特別措置法施行規則第十一條の規定による報告書

左記の者は自作を止めようとするものと認められるので報告する

記

- 一、自作をやめようとする者の氏名及び住所
- 二、當該農地の所在、地番、地目(土地臺帳による地目と

様式第十九號

自作農創設特別措置法施行令第四十三條の規定による請求書

記

- 左記農地は昭和二十年十一月二十三日現在の事實にもとづいて農地買収計畫を定められたい
- 一、當該農地の所在番地目(土地臺帳の地目と現況による地目と異るときは現在の土地臺帳の地目及び現況による地目)及び面積
- 二、現況による地目が異なる場合は土地臺帳による地目及び現況による地目(及び面積)
- 三、自作を止めようとするものと認められる事由(一時自作を止めようとする場合は其の期間)
- 四、自作農創設特別措置法第十六條により農地の賣渡を受けた時期
- 五、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

鳥取縣知事氏名 殿

市町村農地委員會 ㊦

様式第十九號

自作農創設特別措置法施行令第四十三條の規定による請求書

左記農地は昭和二十年十一月二十三日現在の事實にもとづいて農地買収計畫を定められたい

- 一、當該農地の所在番地目(土地臺帳の地目と現況による地目と異るときは現在の土地臺帳の地目及び現況による地目)及び面積

00360

